

C'BON

第60期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

[開催日時]

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

[開催場所]

東京都港区六本木七丁目18番12号
当社本社ビル 3階

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

[決議事項]

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

本株主総会における
お土産の配付・株主懇談会等はありません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株式会社シーボン

証券コード 4926

シーボンは、『美を創造し、演出する』という企業理念のもと、お客様の肌に最後まで責任を持つ、という想いで製品づくりと製品の販売を行ってまいりました。これは、私たちが守り続けてきた創業者の教えです。

わたくしたちは、2026年、創業60周年を迎えます。

社会情勢が刻々と変化していく中で、人であれば還暦である節目に、新たに生まれ変わろうとしています。初めの一步として、企業理念を再構築し、新たな解釈を加えました。会社とサロンの『ロゴ』を変更し、サロンの改装、そして、新しい美容理論の構築と新しい研究開発テーマに取り組んでいます。

全ては、長年シーボンをご愛用いただいているお客様へ、そして、これからシーボンと関わりを持っていただく全ての方へ、そして、社会にとって価値ある会社、ブランドとして役に立つために、強い志をもって邁進してまいります。

ミッション

美を創造し、演出する Orchestrate the Beauty

ビジョン

未来を拓く Above and Beyond

バリュー 4c

ミッション・ビジョンを実現し、
継続していくために基本となる価値・行動規範

CUSTOMER	『お客様の肌に最後まで責任を持つ』ことを約束します。
CONTRIBUTION	人と地球に優しい、持続可能な活動を推進します。
CONFIDENCE	公正な判断・誠実な行動・創造的な発想で 人を豊かで、幸せにする 製品・サービスを提供します。
CHARM	感謝・感動・尊重を大切に、探求心と誇りを持ち 革新と挑戦を続けていきます。

株主各位

証券コード：4926

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役社長

執行役員

崎山 一弘

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cbbon.co.jp/company/ir/stockinfo/meeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4926/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シーボン」又は「コード」に当社証券コード「4926」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、本総会の議決権行使につきましては、当日のご出席に代えてインターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目18番12号
当社本社ビル 3階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
 - （1）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
 - （2）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （3）書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - （4）インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

<株主様へご案内> 必ずお読みください

- ◎本株主総会におけるお土産の配付・株主懇談会等はありません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶ <https://www.cbon.co.jp/company/>

<お体の不自由な株主様への対応について>

- ◎原則、株主様ご本人以外はご入場できませんが、お体の不自由な株主様の同伴の方1名及び盲導犬等をご入場いただけます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

××××年××月××日

第1号議案

1. _____

2. _____

第2号議案

賛成の場合

反対の場合

見本

デザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

QRコード

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

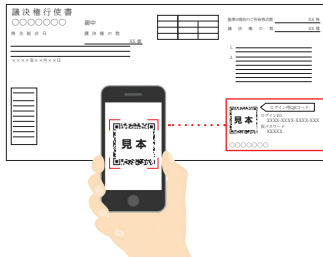
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

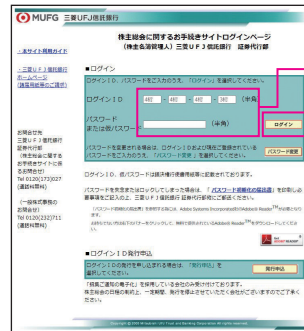


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第 1 号議案 取締役 7 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役 7 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	いぬ づか まさ ひろ 犬 塚 雅 大	代表取締役会長	17/17回 (100%)	再任
2	さき やま かず ひろ 崎 山 一 弘	代表取締役社長 執行役員	17/17回 (100%)	再任
3	すが わら けい こ 菅 原 桂 子	取締役 執行役員 事業本部 責任者	17/17回 (100%)	再任
4	ほり ずみ てる お 堀 住 輝 男	取締役 執行役員 商品開発本部 責任者	13/13回 (100%)	再任
5	いわ た いさお 岩 田 功	社外取締役	17/17回 (100%)	再任 社外 独立
6	やま だ な お こ 山 田 奈 央 子	社外取締役	13/13回 (100%)	再任 社外 独立
7	おお すぎ はる こ 大 杉 春 子	社外取締役	13/13回 (100%)	再任 社外 独立

(注) 堀住輝男氏、山田奈央子氏及び大杉春子氏の出席状況につきましては、2024年6月26日就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

1

いぬ づか まさ ひろ
犬塚 雅大

(1954年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	当社入社	2019年4月	当社代表取締役会長 兼執行役員
1978年9月	当社美容部長	2019年6月	当社代表取締役会長兼社長 執行役員
1981年9月	当社取締役営業部長	2021年4月	当社代表取締役会長（現任）
1984年9月	当社取締役副社長		
1986年7月	当社代表取締役社長		
2005年12月	当社代表取締役会長		



▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、1986年から2005年まで代表取締役社長、また2005年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

さき やま かず ひろ
崎山 一弘

(1963年3月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 28,000株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役兼 執行役員 営業本部担当
1985年8月	(株)チサンレストラン 入社	2020年1月	当社専務取締役 執行役員 事業本部 本部長
1990年1月	当社入社	2021年4月	当社代表取締役社長 執行役員 (現任)
2003年2月	当社執行役員 営業本部直販営業部長		
2005年6月	当社取締役 営業本部 直販営業部担当		
2013年6月	当社執行役員		



▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門に従事し、シーボンの事業全体を強力なリーダーシップをもって牽引してきたことから、今後もその豊富な経験と能力を活かし、当社を牽引し事業をさらに発展させることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

菅原 桂子

(1971年9月21日生)

所有する当社の株式数 11,720株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1993年 1 月	当社入社	2016年 1 月	当社直販営業部 執行役員
2002年 7 月	当社第4エリア エリア長	2020年 1 月	当社事業本部 執行役員
2015年 4 月	当社直販営業部 営業部長	2021年 6 月	当社取締役 執行役員 事業本部 責任者（現任）

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 取締役候補者とした理由

入社以来、直営店舗の営業に従事し、直営事業の牽引及び美容社員の教育体制強化を推進すると共に、既存のやり方にとらわれない新しい施策やアイデアで、組織力を強化してまいりました。今後も更なる貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

堀住 輝男

(1971年10月12日生)

所有する当社の株式数 1,350株

再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1996年 4 月	花王(株) 入社	2021年 6 月	当社執行役員 商品開発本部 責任者
2017年 9 月	当社 入社	2024年 6 月	当社取締役 執行役員 商品開発本部 責任者（現任）
2019年 4 月	当社商品開発本部 執行役員		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 取締役候補者とした理由

他社における豊富な実務経験に基づき、入社以来、研究開発業務及び商品開発業務に携わり、化粧品の開発、原料メーカーや大学との共同研究と共に、新たな市場創造を図ってまいりました。今後も更なる貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

いわ た 功
岩田 功

(1959年3月14日生)

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	(株)三陽商会 入社	2020年1月	同社取締役
2013年3月	同社取締役 執行役員	2021年6月	当社社外取締役（現任）
2014年4月	同社取締役 常務執行役員	2022年6月	日本フェルト(株) 社外監査役（現任）
2017年1月	同社代表取締役社長 兼 社長執行役員		

▶ 重要な兼職の状況

日本フェルト(株) 社外監査役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場企業の代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、新規事業の立ち上げ及び運営や、海外子会社役員などの実績が当社の経営に活かされていると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

6

やま だ な お こ
山田 奈央子

(1978年10月31日生)

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2002年4月	(株)ワコール 入社	2022年11月	ヤマトインターナショナル(株) 社外監査役（現任）
2006年6月	(株)シルキースタイル創業 代表取締役（現任）	2024年6月	(株)大戸屋ホールディングス 社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任）
2021年7月	(社)日本フェムテック協会設立 代表理事（現任）		

▶ 重要な兼職の状況

(株)シルキースタイル 代表取締役
(社)日本フェムテック協会 代表理事
ヤマトインターナショナル(株) 社外監査役
(株)大戸屋ホールディングス 社外取締役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

マーケティング会社等での経営経験と事業戦略、メディア戦略及び販売戦略等に関する専門的知識を有していることから、豊富な経験と知識が当社の経営に活かされていると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

おお すぎ はる こ
大杉 春子

(1980年4月3日生)

所有する当社の株式数 ……………

一株

再任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2003年10月	ユニオンツール(株) 入社	2020年 7 月	(株)日本リスクコミュニケーション協会設立
2009年 4 月	熊西染色工業(株) 入社		代表理事 (現任)
2014年 5 月	レイザー(株)創業 代表取締役 (現任)	2024年 6 月	当社社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

レイザー(株) 代表取締役
(株)日本リスクコミュニケーション協会 代表理事

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

コミュニケーション戦略に関するコンサルティングや(株)日本リスクコミュニケーション協会の代表理事として危機管理に関する専門的知識を有していることから、豊富な経験と知識が当社の経営に活かされていると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2025年3月31日現在の状況であります。
2. 山田奈央子氏の戸籍上の氏名は雲林院奈央子であります。
3. 岩田功氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、山田奈央子氏及び大杉春子氏も、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 岩田功氏、山田奈央子氏及び大杉春子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。三氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者としての独立性につきましては、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者はいずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は非業務執行役員であった事実はありません。
- (2) 社外取締役候補者はいずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
- (3) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
- (4) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
- (5) 社外取締役候補者はいずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
6. 当社は、岩田功氏、山田奈央子氏及び大杉春子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、三氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役役に就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

新経営体制におけるスキルマトリックス

・本定時株主総会の第1号議案をご承認いただけた場合における新経営体制のスキルマトリックスは、次のとおりであります。

氏名	役職名							
		企業経営	ガバナンス リスクマネジメント	財務 会計	営業 マーケティング	製造 品質	人事労務	グローバル
犬塚 雅大	代表取締役会長	○	○		○			
崎山 一弘	代表取締役社長 執行役員	○	○		○			
菅原 桂子	取締役 執行役員 事業本部 責任者	○			○	○		
堀住 輝男	取締役 執行役員 商品開発本部 責任者	○			○	○		
岩田 功	取締役（社外）	○	○	○				○
山田奈央子	取締役（社外）				○	○	○	
大杉 春子	取締役（社外）		○				○	○
松本 裕右	執行役員 管理本部 責任者	○		○			○	
長谷川明子	執行役員 新規事業部 責任者		○		○			

経営をモニタリングするため「企業経営」「ガバナンス・リスクマネジメント」「財務・会計」のスキルをもつ取締役が必要であると認識しております。また、サロン事業の成長のための「営業・マーケティング」、顧客ニーズを反映した高品質な商品づくりのための「製造・品質」、ESとCSを実現するための「人事・労務」、そして成長分野である海外事業の展開を推進していくための「グローバル」のスキルを組み入れ、以上7項目を当社の取締役に必要なとされるスキルセットとして策定しております。

〔 第2号議案 〕 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名のうち、立川正人氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

たち かわ まさ と
立川 正人

(1980年1月6日生)

所有する当社の株式数

一株



▶ 略歴、当社における地位

2002年4月	監査法人トーマツ（現 有限責任 監査法人トーマツ）入所	2015年10月	MYKアドバイザリー(株) 取締役
2005年7月	公認会計士登録	2019年8月	リーガレックス合同会社 業務執行 社員
2012年7月	デロイト トーマツ ファイナンシャ ルアドバイザリー(株)（現 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバ イザリー合同会社）転籍	2021年6月	当社社外監査役（現任）
		2023年3月	リーガレックス合同会社 代表社員
		2024年7月	リーガレックス(株) CEO（現任）
		2024年7月	かなで監査法人 シニアマネージャ ー（現任）



▶ 重要な兼職の状況

リーガレックス(株) CEO
かなで監査法人 シニアマネージャー

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての専門的知識・経験を有し、また、財務会計・内部統制・システムレビュー・不正調査など幅広い見識を持ち合わせていることから、当社の経営にその経験と知識を反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2025年3月31日現在の状況であります。
2. 立川正人氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
3. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - (2) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
 - (3) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
4. 立川正人氏の社外監査役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

5. 当社は、立川正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。当該候補者が監査役に就任した場合、当該候補者は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

● 経済状況

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)における日本国内の経済環境は、雇用情勢等が引き続き上向いていることもあり、回復基調で推移いたしましたが、物価上昇に伴う消費マインドの冷え込みや、国際情勢の緊迫化等があり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当社グループの主力事業である直営店舗事業は、国内化粧品市場の回復もあり、売上高は増加傾向となりました。2024年3月期からスタートした中期経営計画の2年目として、「製品価値向上」「サロン価値向上」「新しい価値の創造」の3つの重点課題に取り組み、売上高の向上及び顧客層の拡大に努めてまいりました。

また、中期経営計画の策定と合わせ、「素肌と対話する」共奏美容をコンセプトに「60th Anniversary プロジェクト」を始動し、段階的に製品のリニューアル、サロンの改装、サロンで接客するフェイシャリストの知識・技術・サービスの向上を進めております。2026年の創業60周年に向けて、サステナブルな社会に貢献する企業を目指してまいります。

当期の主な新製品



C'ores
ピュアエッセンス
SPセット
PL&V5



ロングセラーの高
機能クレンジング
クリーム“マセ”を
はじめとしたシー
ボンの人気クレン
ジング・洗顔料8
品種



フェイシャリスト
ブライトアップ
エッセンスa

6月

7月

8月

● 当期の業績

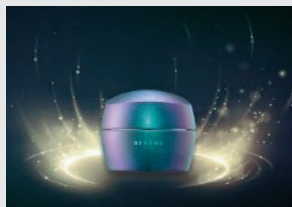
この結果、当連結会計年度における連結売上高は、8,838,895千円（前年同期比4.0%増）となりました。なお、役務収益を除く実質の売上高は前年同期比0.1%減となりました。利益面におきましては、営業利益は171,019千円（前年同期比481.7%増）、経常利益は172,344千円（前年同期比291.8%増）となりました。また、主に店舗に関する固定資産除却損や減損損失を計上したことにより、特別損失は35,798千円の計上となりました。加えて、2025年3月期における業績動向及び今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、2025年3月期決算において、法人税等調整額（益）を78,779千円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は136,272千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失26,348千円）となりました。

● 主な取り組み

重点課題①「製品価値向上」

「肌と心を科学する」というR&Dパーパスのもと、肌と心と身体の繋がりに着目した基礎研究とより高い効果実感を目指した製剤技術開発の推進により、素肌の健やかさと美しさ、そして人生に輝きと豊かさを提供する製品・サービスの価値向上を図ってまいりました。

当期は、心理状態が肌に及ぼす影響の解明を中心に、外部研究機関との共同研究や社内研究を推進してまいりました。共同研究においては、心理状態がもたらす肌への影響について、生体内エクソソームや心理的ホルモンの相反する効果といった新しい着眼点から、バイオインフォマティクスを用いた大規模解析等の学術機関の研究力を活かした研究に取り組みました。



完全受注生産
C'BON BEYOND
THE CREAM



シーボン
CO2ジェルマスク



「C'BON ETOWAL」
からスキンケアメイク品
を発売

10月

1月

3月

製品開発においては、全社的なブランディング方針に基づき、クレンジング・洗顔ラインのポジショニングを「落とすケア」から「調えるケア」へと再定義いたしました。これに伴い、主力製品であるトリートメントマセを核とした製剤技術及び顧客価値の明確化を図るとともに、ストレス研究に基づく新たな機能価値を付加することで、同製品の市場における存在感を高めることができました。

今後も、当社製品及びサービスの優位性と独自性のさらなる明確化を推進し、ブランド価値の向上と持続的な企業成長を実現してまいります。

<2025年3月期の主な研究発表>

コルチゾールにより変化した表皮細胞由来エクソソームが真皮細胞の機能性に影響を与える可能性を発見

(2024年6月 第49回日本香粧品学会)

(2024年7月 第37回日本動物細胞工学会)

皮膚関連遺伝子の発現に及ぼすオキシトシン及びコルチゾールの影響を解明

(2025年3月 日本薬学会第145年会)

重点課題②「サロン価値向上」

直営店舗では、「サロン価値向上」のため、引き続き「新たな顧客の開拓」及び「ロイヤルカスタマーの醸成」の2点を重要な要素と考え、施策を実施してまいりました。

新たな顧客の開拓に関しましては、経済活動の活性化とともにイベント等の集客が好調に推移したことに加えて、新規顧客への接客等に関する教育を強化したこともあり、新規顧客に対する売上高は前年同期比12.7%増と大きく伸びました。新規契約率等の向上のため効率的な集客に注力すべく、前年同期1月から3月まで実施しておりました新規来店促進キャンペーンを当連結会計年度の1月から3月は実施を見送りました。その結果、新規顧客の来店数は、前年同期比0.3%増とほぼ横ばいとなりましたが、1月から3月の新規契約率は、前年同月比4.4%増となり、さらに新規顧客の購入単価は、前年同期比11.6%増となりました。

「ロイヤルカスタマーの醸成」に関しましては、ロイヤルカスタマー専用デスクによるロイヤルカスタマーとの接点拡大等を進めました。本社が直接ロイヤルカスタマーと対話をすることで、不満点への改善や製品やサービスの改良にも繋げており、ロイヤルカスタマーであり続けるメリットを感じられる環境の整備を図っております。加えて、当社の最高価格帯として完全受注生産で発売した「C'BON BEYOND THE CREAM」も好調に販売が進み、継続顧客の購入単価は前年同期比8.1%増となったものの、採用難等により店舗スタッフの採用人数が計画を下回ったことも影響し、直営店舗での接客数が横ばい傾向にあるため、既存顧客の継続数※は前年同期比2.6%減となり、継続顧客への売上高は前年同期比5.3%増となりました。

また、1月24日に六本木本店の1階にシーボン コンセプトショップを開店いたしました。これに伴い1月23日にメディアやインフルエンサーをご招待して「シーボン リブランディング発表会」を開催いたしました。当日は当社グループの新しいブランディングをご説明したほか、創業から現在に至るまでの歴史や歴代の製品や制服、開店前のコンセプトショップ等をご覧いただきました。今後もブランドの価値を発信する場として、認知度拡大とともに新たな

顧客との接点拡大に向け取り組んでまいります。

この結果、直営店舗の売上高はこれら施策のほか、顧客へのポイント消化施策が奏功しポイント消化のアフターサービスが増加したことで契約負債が減少したため、役務収益売上高145,776千円(前年同期は△204,593千円)を計上したこともあり、8,304,749千円(前年同期比5.8%増)となりました。

なお、当連結会計年度第4四半期は、新規顧客への売上高の継続的な増加により、既存顧客の継続数は前年同期比101.5%と増加に転じました。また、来店数が増加したことによるポイント消化のアフターサービスが増加し、役務収益売上高が想定を超えたことにより、2025年2月6日に開示した業績予想を上回る結果となりました。

重点課題③「新しい価値の創造」

「新しい価値の創造」のため「ヘア事業の拡大」、「海外販路の拡大」、「子会社の再拡大」に注力しております。

「ヘア事業の拡大」に関しましては、ヘアサロンneafでは、評価制度の改定も奏功し、売上高向上と利益拡大への意識改革が進み、売上高及び利益において順調に増加しております。2023年10月に既存のフェイシャリストサロンと併設して開店したneaf蒲田店におきましては、既存顧客の相互送客も軌道に乗り、来店顧客数は順調な推移を見せしており、引き続き新たなヘアサロンの出店等の検討も進めてまいります。

新規事業のヘアトリートメントサロン「イマトリ」では、2024年1月に1号店の春日店、5月に大森店、7月に伊勢佐木モール店を開店し、3店舗に拡大いたしました。認知度拡大を主眼に置いてキャンペーンを実施していたこと等もあり、来店促進は進んだものの、売上高は当初の見込みを割り込む結果となっており、設備投資に対する回収計画に遅れが生じている状況です。引き続き認知度拡大を進め、売上高の増加を図るとともに、広告宣伝費等の費用対効果をさらに高めることで、利益の創出を目指してまいります。

「海外販路の拡大」に関しましては、中国の景気低迷等の影響を受けて売上高は前年同期を下回る結果となりました。近年の中国偏重の販路拡大を見直し、アジア圏や欧州等の企業との接点拡大を進めております。

「子会社の再拡大」に関しましては、株式会社ジャフマックにおきまして、アルコールの調整、管理を行った上で、3品目の新製品を発売したほか、既存3品目の発酵飲料の販売を再開いたしました。売上高においては、一昨年水準への回復には至っていないものの、回復基調であり、引き続き新製品を投入するとともに営業力を強化することで再拡大に努めてまいります。

※ 継続数：1ヵ月に1回以上来店のあるお客様ののべ人数

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第57期 (2022年3月期)	第58期 (2023年3月期)	第59期 (2024年3月期)	第60期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	9,153,473	8,525,428	8,498,973	8,838,895
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	301,299	△127,071	43,983	172,344
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	44,872	△421,768	△26,348	136,272
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	10.48	△98.53	△6.16	31.84
総資産 (千円)	9,563,362	8,838,730	8,808,706	8,522,992
純資産 (千円)	6,200,568	5,710,190	5,659,857	5,703,108
1株当たり純資産額 (円)	1,447.45	1,333.71	1,321.57	1,331.54
自己資本比率 (%)	64.8	64.6	64.2	66.9
自己資本当期 純利益率 (R O E) (%)	0.7	△7.1	△0.5	2.4

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第57期 (2022年3月期)	第58期 (2023年3月期)	第59期 (2024年3月期)	第60期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	8,992,180	8,346,924	8,327,284	8,735,056
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	309,228	△126,777	103,426	222,036
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	53,315	△420,490	28,339	144,372
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	12.46	△98.23	6.62	33.73
総資産 (千円)	9,570,867	8,842,241	8,871,761	8,604,915
純資産 (千円)	6,245,507	5,753,601	5,755,706	5,803,671
1株当たり純資産額 (円)	1,457.95	1,343.86	1,343.94	1,355.02
自己資本比率 (%)	65.2	65.1	64.8	67.4
自己資本当期 純利益率 (R O E) (%)	0.8	△7.0	0.5	2.5

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました当社グループの設備投資の総額は887,755千円となりました。その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備の増設、移設、改装
六本木本社他の建物・建物附属等に係る設備の増設
12店舗の建物附属設備、工具器具等に係る設備の新設、移設及び改装

なお、当連結会計年度における設備の除却損は17,127千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の除却、撤去
青山研修センター他の建物附属設備等に係る設備の除却及び原状回復費
9店舗の移設、改装の建物附属設備等に係る設備の除却及び原状回復費
1店舗の撤退に係る設備の除却及び原状回復費

4. 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャフマック	17百万円	100%	醗酵食品の製造・販売
倩朋（上海）化粧品有限公司	80百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売
株式会社クリニメディック	9百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売
株式会社天然酵母研究所	4百万円	100%	酵母及び酵母加工品の製造販売

（注）株式会社天然酵母研究所は2024年5月17日に設立いたしました。

6. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、化粧品及び医薬部外品の製造及び販売です。

7. 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

（1）当社の主要な営業所

①本店

東京都港区六本木七丁目18番12号

②生産センター

栃木県河内郡上三川町多功2524

③研究開発センター

栃木県河内郡上三川町多功2570番3

④直営店

フェイシャリストサロン 94店舗

コンセプトショップ 1店舗

C'BON Hair Salon neaf 3店舗

イマトリ 3店舗

（2）子会社

①株式会社ジャフマック

東京都新宿区市谷砂土原町一丁目2番29

②倩朋（上海）化粧品有限公司

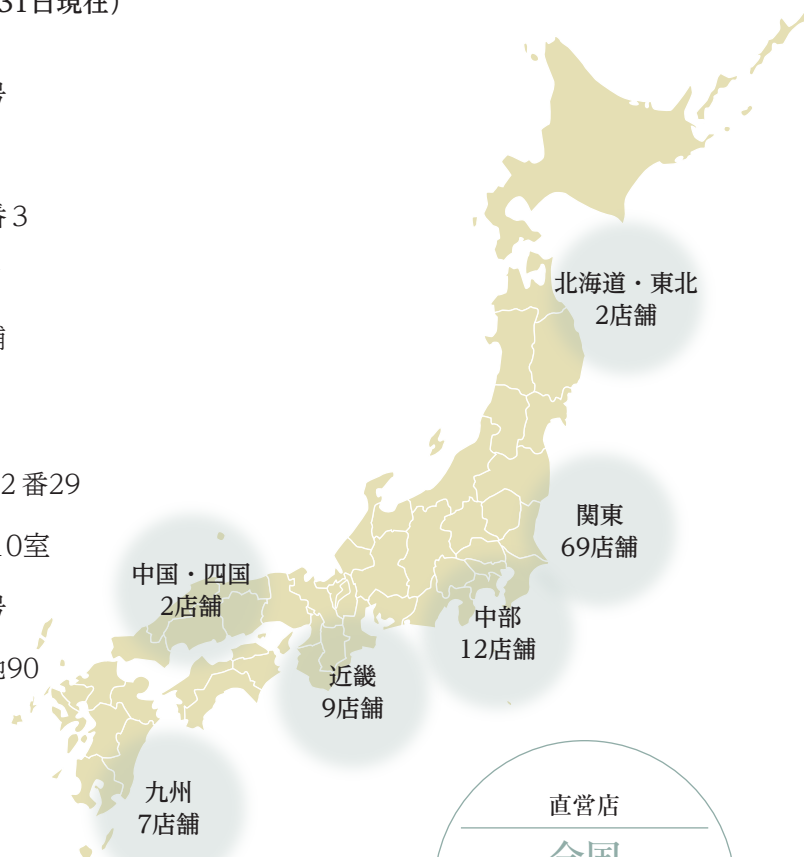
上海市浦東新区張楊路158号1310室

③株式会社クリニメディック

東京都港区六本木七丁目18番12号

④株式会社天然酵母研究所

千葉県長生郡長柄町山根1981番地90



生産センター

研究開発センター



8. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

部門区分	使用人数（名）		前連結会計年度末比増減（名）	
本 社 部 門	103	(55)	△5	(△7)
直 販 営 業 部 門	561	(159)	26	(11)
生 産 部 門	47	(51)	1	(△6)
そ の 他	5	(9)	0	(△1)
合 計	716	(274)	22	(△3)

（注） 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

②当社の使用人の状況

	使用人数 （名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）
男 性	66 (17)	43.1	12.8
女 性	645 (248)	38.3	12.4
合計又は平均	711 (265)	38.7	12.4

（注）使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

9. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

当事業年度末日現在、借入金を有しておりません。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

11. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本国内の経済環境は引き続き順調に回復基調にあるものと見込まれます。しかしながら、日本国内での物価高騰による個人消費の冷え込みや、国際情勢の悪化、中国経済の成長鈍化等、不確実性も高く、不透明な情勢が続くものと見られます。

当社グループにおきましても、既存顧客の減少や、人材採用の難化による店舗人員の不足等、厳しい状況が続いたものの、2024年3月期よりスタートした中期経営計画のもと、製品及びサロンの価値醸成を進めていくことで、新たな価値の創造に向けて、再成長を目指してまいります。

<2026年3月期の取り組み>

①「製品価値向上」

全社ブランディングに伴い、当社のR&Dの独自性と差別性を明確化する共に、技術の盤石化と市場への認知拡大を目指します。

基礎研究においては、肌と心、身体の繋がりを研究の軸とし、外部研究機関との連携や社内研究を推進することで新たな皮膚科学理論を構築し、製品価値へと繋げてまいります。また、ホームケアとサロンケアを通して美と健康に導くという当社のビューティメソッドの独自性を高めるため、サロンケア研究にも注力し、皮膚科学研究と共に外部への研究発信を強化いたします。

製品開発においては、スターブランド・スターアイテム育成に注力し、ホームケア製品の認知と価値を高めることで新規顧客の獲得及び既存顧客の満足度向上を目指します。加えて、サロン発想のスキンケア製品と技術をサロン以外で展開することで、新規事業や海外事業、OEM、ODM受託事業等、新しい事業展開を行ってまいります。

②「サロン価値向上」

サロン価値の向上のためには、引き続き「新たな顧客の開拓」と「ロイヤルカスタマーの醸成」が重要であると考えております。合わせて、店舗人員の確保が急務となっております。現在働く店舗社員の定着率向上及び新規採用拡大のため、2025年4月に店舗社員の給与の3.5%程度のベースアップを実施した他、育児短時間勤務制度も拡充しております。従来は、子供が小学校入学までであった制度を拡充し、小学校2年生への進級時まで利用可能としました。合わせて、教育研修の頻度や質の向上も図り、売上高の向上とともに社員のエンゲージメントの向上にも努めてまいります。9月に竣工した本社ビルに研修フロアを設置しており、研修の実施日数を年間で約5%増加させる等、研修機会の増加を図っております。

「新たな顧客の開拓」として、オフラインにおいては、お肌チェック等行う集客ブースの刷新の効果もあり、新規顧客への売上高は順調に回復基調にあり、引き続き費用対効果を勘案しながらも更なる投資を行う予定です。従来のお肌チェックだけではなく、各地の大型イベント会場や、百貨店等の大型商業施設でのPOPUP SHOPの出店等を実施してまいります。また、オンラインにおいては、新設した新規事業部のもと、SNS施策のさらなる強化を図ってまいります。製品やサービスを認知してもらうための戦略プロモーションに経営資源を投入し、ブランドのオンライン

でのPRから通信販売の連携等、新たな顧客層との接点拡大を進めてまいります。

また、現状の店舗でのトライアルプランは多くの満足のお声をいただいている一方で、トライアルプランの体験時間が長すぎる等のご意見や、店舗人員の不足による新規顧客の予約枠が十分に確保できない等の課題もございます。これらを踏まえて、トライアルプランの内容変更や実施パターンの追加等を適宜検討し、さらなるお客様の満足度の向上を図ってまいります。

ロイヤルカスタマーの醸成においては、ロイヤルカスタマー専用デスクによるさらなる接点拡大を目指し、顧客アンケート等でのご意見の迅速な対応体制の確立を進めてまいります。また、昨年度実施し好評を得たロイヤルカスタマー限定の工場見学や限定製品の発売等を継続して実施し、さらに顧客エンゲージメントを向上することで新たなロイヤルカスタマーの増加に向けて取り組んでまいります。

③「新しい価値の創造」

ヘア事業に関しましては、基盤であるヘアサロンneafの継続的な拡大を目指し、新規出店を検討するとともに、2024年1月に新設いたしましたヘアトリートメント専用サロン「イマトリ」の認知度拡大を図ってまいります。「イマトリ」では、新たなメニューの追加等を行うことで満足度向上を進めるとともに、広告宣伝の一部内製化や、店舗オペレーションの効率化を図ることで早期の利益創出を目指してまいります。

海外事業に関しましては、近年の中国偏重の販路拡大を見直し、展示会等の出展を強化し、アジア圏や欧州等の企業に向けた営業活動を進めてまいります。加えて、国内代理店事業や通信販売事業との経営リソースの共有を行い、効率化を図ってまいります。

新規事業の確立においては、これまでに築いてきた事業基盤を活かすとともに、既存事業で培った価値や強みに新たな視点と発想を加えることで、事業成長と企業価値の向上を図り、新たな価値創造に向かって取り組んでまいります。

2 会社の現況

1. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	16,000,000株
(2) 発行済株式の総数	4,281,200株
(3) 株主数	18,068名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名				持株数	持株比率
犬	塚	雅	大	733千株	17.13%
株	式	会	社	三	菱
U	F	J	銀	行	120
シ	ー	ボ	ン	従	業
員	持	株	会	107	2.51
犬	塚	公	子	95	2.23
安	田	亜	希	95	2.23
望	月	暁	一	76	1.78
金	子	靖	代	71	1.66
永	井	詳	二	50	1.16
本	村	善	文	35	0.83
崎	山	一	弘	28	0.65

- (注) 1. 持株数は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（689株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

(2025年3月31日現在)

		第3回新株予約権
発行決議日		2022年7月21日取締役会決議
新株予約権の数		190個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり179,900円 (1株当たり1,799円)
権利行使期間		2024年7月30日から2026年7月29日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 145個 目的となる株式数 14,500株 保有者数 3人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

1. 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から4年以内(権利行使期間中に限り)に限り、権利を行使することができる。
2. 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
3. その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位		氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長		犬塚 雅大	－
代表取締役社長 執行役員		崎 山 一 弘	－
取締役 執行役員		菅 原 桂 子	事業本部 責任者
取締役 執行役員		堀 住 輝 男	商品開発本部 責任者
取 締 役		岩 田 功	日本フェルト株式会社 社外監査役
取 締 役		山 田 奈 央 子	株式会社シルキースタイル 代表取締役 一般社団法人日本フェムテック協会 代表理事 ヤマトインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役
取 締 役		大 杉 春 子	レイザー株式会社 代表取締役 一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会 代表理事
常 勤 監 査 役		長 谷 川 浩	－
監 査 役		立 川 正 人	リーガレックス株式会社 CEO かなで監査法人 シニアマネージャー
監 査 役		木 下 愛 矢	東京紙パルプ交易株式会社 社外監査役 シティユーワ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 岩田功氏、取締役 山田奈央子氏及び取締役 大杉春子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 立川正人氏及び監査役 木下愛矢氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 立川正人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 木下愛矢氏は、弁護士資格を有しており、上場企業のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス関連の豊富な経験と幅広い知見を有しております。
5. 当社は、取締役 岩田功氏、取締役 山田奈央子氏及び取締役 大杉春子氏、監査役 立川正人氏及び監査役 木下愛矢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 山田奈央子氏の戸籍上の氏名は雲林院奈央子であります。
7. 木下愛矢氏の戸籍上の氏名は齋愛矢であります。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。
- | | |
|---------|----------------|
| (氏 名) | (当社における地位及び担当) |
| 松 本 裕 右 | 執行役員 管理本部 責任者 |
- また、2025年4月1日付で、以下の者が執行役員に就任しております。
- | | |
|-----------|----------------|
| (氏 名) | (当社における地位及び担当) |
| 長 谷 川 明 子 | 執行役員 新規事業部 責任者 |

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名				退任日	退任事由	退任時の地位
瀧	礼	江		2024年6月26日	任期満了	取 締 役
黒	木	彰	子	2024年6月26日	任期満了	取 締 役（社外取締役）
伊	藤	三	奈	2024年6月26日	任期満了	監 査 役（社外監査役）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 岩田功氏、取締役 山田奈央子氏及び取締役 大杉春子氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役 立川正人氏及び監査役 木下愛矢氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、監査役及びすべての子会社の全役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、2022年5月26日開催の取締役会にて一部改訂を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬（但し、業績連動報酬及び株式報酬の支給の有無については、個別に取締役会において決定する。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（基本報酬）のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の固定報酬（基本報酬）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価し、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結売上高と連結営業利益額が期初業績予算を達成することを条件に、連結営業利益額の1.0%の金額について、役位別の係数で配分することにより決定する。また、現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。但し、業績連動報酬は、業務執行取締役について支給され、非業務執行取締役、社外取締役、監査役には支給されない。

非金銭報酬等は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、新株予約権を無償で発行する。

（新株予約権）

業務執行取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権の付与を行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の業務執行取締役の固定報酬額（基本報酬額）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価後、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。また、現金報酬とし、各月に分割して支払うものとする。

その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申を尊重した上で決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法は、指名報酬委員会にて、毎年期末までに取締役の評価及び行動評価を実施し、取締役会に答申を行うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	88,024	87,541	—	483	5
社外取締役	13,200	13,200	—	—	4
計	101,224	100,741	—	483	9
監査役 (社外監査役を除く)	9,000	9,000	—	—	1
社外監査役	7,000	7,000	—	—	3
計	16,000	16,000	—	—	4

- (注) 1. 取締役の基本報酬には、確定拠出年金の掛金を含めております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 2024年6月26日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与とは含まない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
また、別枠で2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
なお、当該別枠部分である新株予約権については、「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」に基づき改めて2022年6月29日開催の第57期株主総会において年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
6. 株式報酬の内容は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権であり、割当の際の条件等は「(5) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	岩 田 功	日本フェルト株式会社 社外監査役	特別な関係はありません
取締役	山 田 奈 央 子	株式会社シルキースタイル 代表取締役 一般社団法人日本フェムテック協会 代表理事 ヤマトインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役	特別な関係はありません
取締役	大 杉 春 子	レイザー株式会社 代表取締役 一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会 代表理事	特別な関係はありません
監査役	立 川 正 人	リーガレックス株式会社 CEO かなで監査法人 シニアマネージャー	特別な関係はありません
監査役	木 下 愛 矢	東京紙パルプ交易株式会社 社外監査役 シティユーワ法律事務所 パートナー	特別な関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岩田 功	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。コーポレート・ガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として議事運営を采配する主導的な役割を果たしており、客観的かつ中立的な立場で、当社役員の指名、報酬及び報酬制度等についての決定過程における監督機能を担っております。
取締役	山田 奈央子	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。事業戦略やメディア戦略等に関する専門的知識から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で、当社役員の指名、報酬及び報酬制度等についての決定過程における監督機能を担っております。
取締役	大杉 春子	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。コミュニケーション戦略や危機管理に関する専門的知識から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で、当社役員の指名、報酬及び報酬制度等についての決定過程における監督機能を担っております。
監査役	立川 正人	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役	木下 愛矢	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。弁護士としてコンプライアンス等の豊富な経験と幅広い見識から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、定款に「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨を規定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年5月13日開催の取締役会において、1株当たり10円と決議させていただきました。すでに2024年11月6日開催の取締役会において、決議済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2025年6月27日の予定としております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,613,892	流動負債	2,490,913
現金及び預金	2,653,637	買掛金	76,665
受取手形及び売掛金	817,202	未払金	608,309
商品及び製品	404,029	未払法人税等	63,047
仕掛品	67,102	契約負債	1,568,554
原材料及び貯蔵品	431,301	資産除去債務	30,802
未収消費税等	91,979	その他	143,534
その他の	148,816	固定負債	328,970
貸倒引当金	△176	資産除去債務	281,524
固定資産	3,909,099	その他	47,445
有形固定資産	2,653,974	負債合計	2,819,883
建物及び構築物	2,241,271	純資産の部	
機械装置及び運搬具	45,672	株主資本	5,536,970
工具、器具及び備品	120,720	資本金	483,930
土地	244,827	資本剰余金	367,830
建設仮勘定	1,484	利益剰余金	4,686,710
無形固定資産	35,121	自己株式	△1,501
ソフトウェア	17,421	その他の包括利益累計額	162,692
その他	17,699	その他有価証券評価差額金	152,028
投資その他の資産	1,220,003	為替換算調整勘定	10,664
投資有価証券	317,142	新株予約権	3,445
敷金及び保証金	684,480	純資産合計	5,703,108
繰延税金資産	2,984	負債純資産合計	8,522,992
その他	238,396		
貸倒引当金	△23,000		
資産合計	8,522,992		

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

科目				金額	
売上	上	高			8,838,895
売上	上	原	価		2,095,426
販売	費	総	利		6,743,469
販	及	び	一		6,572,450
営	業	管	理		171,019
営	業	利	益		
受	取	外	収	益	
取	利	息	及	配	金
所	の		当	他	7,992
営	業	外	費	用	4,315
支	払	利	息		2
支	払	手	数	料	5,312
支	払	補	償	費	5,041
為	替	差	損		613
経	常	の	他		11
特	別	利	益		10,982
特	別	利	益		172,344
固	定	資	産	売	却
固	定	資	産	損	却
減	損	の	損	失	
そ			他		
税金等調整前当期純利益					35,798
法人税、住民税及び事業税					139,158
法人税等調整額					81,665
当期純利益					△78,779
親会社株主に帰属する当期純利益					2,886
					136,272
					136,272

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 期首残高	483,930	367,830	4,636,048	△1,501	5,486,308
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△85,610		△85,610
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			136,272		136,272
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	50,661	－	50,661
2025年3月31日 期末残高	483,930	367,830	4,686,710	△1,501	5,536,970

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年4月1日 期首残高	163,400	7,277	170,678	2,871	5,659,857
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△85,610
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					136,272
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,371	3,386	△7,985	574	△7,411
当 期 変 動 額 合 計	△11,371	3,386	△7,985	574	43,250
2025年3月31日 期末残高	152,028	10,664	162,692	3,445	5,703,108

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,505,076	流動負債	2,473,919
現金及び預金	2,586,239	買掛金	71,280
売掛金	798,997	未払金	601,958
商品及び製品	390,107	未払費用	83,298
仕掛品	57,897	未払法人税等	62,558
原材料及び貯蔵品	417,253	前受金	796
前払費用	110,004	契約負債	1,568,554
未収消費税等	91,758	資産除去債務	30,802
その他の	52,838	その他	54,669
貸倒引当金	△20	固定負債	327,325
固定資産	4,099,839	資産除去債務	280,548
有形固定資産	2,624,126	その他	46,776
建物	2,174,970	負債合計	2,801,244
構築物	52,286	純資産の部	
機械及び装置	29,494	株主資本	5,648,197
車両運搬具	7,251	資本金	483,930
工具、器具及び備品	120,596	資本剰余金	367,830
土地	238,044	資本準備金	367,830
建設仮勘定	1,484	利益剰余金	4,797,937
無形固定資産	27,761	利益準備金	37,758
ソフトウェア	17,421	その他利益剰余金	4,760,179
その他	10,339	固定資産圧縮積立金	8,906
投資その他の資産	1,447,951	別途積立金	100,000
投資有価証券	317,142	繰越利益剰余金	4,651,273
関係会社株式	174,131	自己株式	△1,501
長期前払費用	16,963	評価・換算差額等	152,028
敷金及び保証金	682,431	その他有価証券評価差額金	152,028
繰延税金資産	2,984	新株予約権	3,445
その他	277,297	純資産合計	5,803,671
貸倒引当金	△23,000	負債純資産合計	8,604,915
資産合計	8,604,915		

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

科目		金額	
売上高			8,735,056
売上原価			2,003,644
売上総利益			6,731,412
販売費及び一般管理費			6,511,083
営業利益			220,329
営業外収益			
受取利息及び配当金	8,629		
その他	3,140		11,769
営業外費用			
支払利息	18		
支払手数料	4,993		
支払償還	5,041		
その他	10		10,062
経常利益			222,036
特別利益			
固定資産売却益	2,612		2,612
特別損失			
固定資産除却損	17,127		
関係会社株式評価損	42,079		
減損	16,871		
その他	1,800		77,877
税引前当期純利益			146,770
法人税、住民税及び事業税	81,177		
法人税等調整額	△78,779		2,397
当期純利益			144,372

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利 益 剰 余 金			
2024年4月1日 期首残高	483,930	367,830	367,830	37,758	9,589	100,000	4,591,828	4,739,175	△1,501	5,589,435
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△85,610	△85,610		△85,610
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩					△682		682	－		－
当 期 純 利 益							144,372	144,372		144,372
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 （ 純 額 ）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△682	－	59,445	58,762	－	58,762
2025年3月31日 期末残高	483,930	367,830	367,830	37,758	8,906	100,000	4,651,273	4,797,937	△1,501	5,648,197

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年4月1日 期首残高	163,400	163,400	2,871	5,755,706
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△85,610
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩				－
当 期 純 利 益				144,372
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 （ 純 額 ）	△11,371	△11,371	574	△10,797
当 期 変 動 額 合 計	△11,371	△11,371	574	47,964
2025年3月31日 期末残高	152,028	152,028	3,445	5,803,671

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 田村 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 箕輪恵美子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーボンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ			
東京事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	箕輪恵美子	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第60 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年（2021年）11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社シーボン 監査役会

常 勤 監 査 役	長 谷 川 浩 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	立 川 正 人 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	木 下 愛 矢 ㊞

以 上

株主総会 会場ご案内図

[会場]

当社本社ビル 3階

東京都港区六本木七丁目18番12号

(会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。)



[交通ご案内]

▶ 日比谷線・大江戸線 六本木駅より徒歩約2分

日比谷線（2番出口）・大江戸線（4b出口）『六本木駅』より、六本木通りを渋谷方面に直進してください。ファミリーマート・ローソンを通り越して右側のビル『C'BON』が目印です。1階のエレベーターからお越しください。
なお、地上行エレベーターをご利用される場合は、日比谷線六本木駅の4a出口をご利用されるとスムーズです。

会場には駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

本株主総会におけるお土産の配付・株主懇談会等はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

原則、株主様ご本人以外はご入場できませんが、お体の不自由な株主様の同伴の方1名及び盲導犬等はご入場いただけます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この冊子は、環境に優しい
植物油インキを使用して印刷しています。